

求職活動等要件の暫定的緩和について

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、登別市生活困窮者住居確保給付金支給実施要綱第3条第2項第2号及び第3号の規定は適用せず、同項第1号中「毎月4回以上、市の支援員等による面接等の支援を受けること」とあるのは、「毎月1回以上、市の支援員等より文書等を通じて支援を受けること」と読み替えて適用する。

	申請時 公共職業安定所への 求職申込み	受給中の就職活動		
		(1) 市の支援員等 との面談等 (月4回以上)	(2) ハローワーク での職業相談等 (月2回以上)	(3) 求人先への 面接・応募等 (原則週1回以上)
① 離職・廃業	要	要	要	要
② 休業等	要	要	不要	不要
※当分の間、 ①、②とも対象	不要	要※月1回以上	不要	不要

(参考) 新型インフルエンザ等特別措置法より抜粋

附則第1条の2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）

(参考) 登別市生活困窮者住居確保給付金支給実施要綱

第3条第2項 対象者は、支給期間中に、常用就職に向けた求職活動として、次の各号に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 毎月4回以上、市の支援員等による面接等の支援を受けること。
- (2) 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談等を受けること。
- (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと、又は求人先の面接を受けること。